

29庁財第576号
 平成30年1月29日

各都道府県知事
 各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市市長
 各指定都市教育委員会教育長
 文化庁関係各独立行政法人の長

殿

文化庁文化財部長
 山崎秀保

重要文化財等の適切な公開に資するため、文化庁では、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」(平成8年7月12日 文化庁長官裁定)を策定し、博物館その他の施設において国宝・重要文化財(美術工芸品)等(以下「重要文化財等」という。)の公開を行う場合には、この要項に基づいて重要文化財等を取り扱われるよう周知をしてきたところです。

近年における文化財の公開に対する社会的なニーズの高まりなどを背景に、文化財を確実に次世代へ継承するために、文部科学大臣から、これからの文化財の保存と活用の在り方について、包括的な検討を求める諮問(平成29年5月19日)が行われました。これを受け、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会(以下「企画調査会」という。)が設置され、重要文化財等のより適切な公開の在り方について審議されることになりました。

これを踏まえ、重要文化財等の保存と活用の在り方に関して、専門的な審議を行うために、企画調査会の下に「これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)が設置されました。

このワーキンググループにおいては、文化財の展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などに対応するために、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の改訂についても審議し、「これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ報告」(平成29年11月22日)を取りまとめました。本報告は文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第1次答申)」(平成29年12月8日)において反映され、これらのことを踏まえ、この度、本要項を別紙のとおり改訂することとなりました。

ついては、今後、博物館その他の施設におかれまして、重要文化財等の公開を行う場合には、下記事項に留意しつつ、この要項に沿って、重要文化財等が適切に取り扱われるよう貴管下の市(区)町村長、教育委員会及び博物館その他の施設並びに重要文化財等の所有者等に対し周知を図るとともに、適切に実施されるよう配慮願います。

記

本要項は、文化財保護法第53条に基づき、重要文化財等の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財等を公衆の観覧に供しようとする場合(重要文化財等の移動を伴うものに限る。)に、適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示した指針であること。

公開に当たっては、専門的知識に基づき、個々の文化財の材質、形状、保存状態などの特性を十分把握した上で、状況に応じて、公開を避けなければならないものや、公開のための移動回数及び期間、公開の方法や環境等を総合的に判断する必要があること。従って、公開を実施する施設の長は、対象の重要文化財等の公開に際し、要項を参照し、公開日数等を適切に判断すること。なお、本要項の公開日数には休館日を含んでいることを踏まえること。

重要文化財等の保存状態等は個々に異なるため、必要に応じて、地域の中核となる美術館・博物館で十分な研修を受けた学芸員等や保存科学を専門とする専門家、専門機関のほか、文化庁文化財部美術学芸課の助言を得ることが望ましいこと。

上記1. でいう「所有者及び管理団体以外の者」とは、主に博物館や美術館などの展示施設のことを言い、修理などにより寄託されている場所で修理状況を公開する場合や寄託品、貸与品を公開する場合は、この要項に記載されている公開日数等は該当しないこと。

・国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項(平成30年1月29日改訂)(140.2KB) PDF

・国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項改訂【概要】(205.5KB) PDF

<担当>

文化庁文化資源活用課

国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項改訂【概要】

参考

【検討の背景】

- ✓ 展示設備等の技術的な進歩
- ✓ 公開ニーズの多様化
- 等

材質や保存状態、実態[※]等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財は公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細かな取扱とすることが望ましいとの指摘
[※]平成28年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」においても、材質別公開日数に差があることが明らかになった

- ✓ これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案
- ✓ より明快・丁寧な理由・説明を含めた指針としての見直し

【現行要項】

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① 公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内
- ③ 照度は原則として150ルクス以下

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に協議すること

【改訂案】

文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針

<公開のための移動回数及び期間>

き損や劣化の程度が著しいもの、材質が極めて脆弱、寸法が特に大きい、形状が複雑なものを除き、原則

- ① 公開のための移動回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がなく、材質が石、土、金属などで作られたもの
⇒ 年間公開日数： **延べ150日以内**
- ③ ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がなく、特別な事情があり、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合
⇒ 年間公開日数： **延べ100日まで**
- ④ ①に比べて褪色や材質の劣化の危険性が高いものは年間公開日数は延べ30日以内

<個別の重要文化財等の公開における留意事項>

※個々の保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない文化財に限る

- 絵画：絵画の照度は100ルクス以下とする
版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とする
油絵の公開日数は年間延べ150日以内とする
- 彫刻：金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とする
単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる
- 工芸：陶磁器、銅製品などの工芸品公開日数は年間延べ150日以内とする
漆工品、甲冑類の照度は100ルクス以下とする
染織品の照度は80ルクス以下とする
- 考古：材質が石、土、ガラス又は金属のものの公開日数は年間延べ150日以内とすること
- 書跡・典籍・古文書：照度は100ルクス以下とする
- 歴史資料：近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は50ルクス以下とする

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に技術的指導・助言を求め、協議し対応を決定すること